

緊急輸送道路等沿道建築物の耐震化に努めましょう

緊急輸送道路等は、災害時に救命救急・消火活動、物資の輸送、復旧復興の大動脈となる重要な道路です。この道路を地震時の建物倒壊による閉塞から守ることは、地域住民の生命と財産を守るうえで極めて重要です。

耐震改修促進法では、すべての既存耐震不適格建築物の所有者に対して『耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努めなければならない』と規定しています。

長野市では、緊急輸送道路等を「長野市耐震改修促進計画」に位置づけるとともに、この路線沿いで一定の高さを超える通行障害既存耐震不適格建築物の所有者に対して耐震診断費に補助金を交付する等の支援を行い、建築物の耐震化を進めています。できるだけ早い時期に耐震診断を実施し、建築物の耐震化に努めましょう。

耐震診断に対する補助制度

裏面の対象建築物のうち

①2階建て以下の木造住宅の場合

無料で耐震診断士を派遣します

②建築物集合地域通過道路沿いの建築物の場合

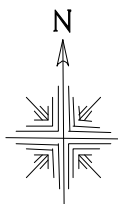
耐震診断と結果報告が義務付けられています
報告期限は、平成28年3月31日となります

③上記②の路線以外の道路沿いの建築物の場合

【耐震診断の費用】と【面積基準額】のうち、低い方の額の3分の2、かつ上限200万円を補助します

※詳細については事前にお問い合わせください

緊急輸送道路等位置図



沿道建築物の倒壊による道路閉塞(阪神・淡路大震災)

- 長野県地域防災計画に定める緊急輸送道路(県指定の道路)
- 上記のうち高速道路(県指定の道路)
- 長野市地域防災計画に定める緊急活動用道路のうち避難路(市指定の道路)
- 「建築物集合地域通過道路」とする避難路(市指定の道路)
- 広域避難場所

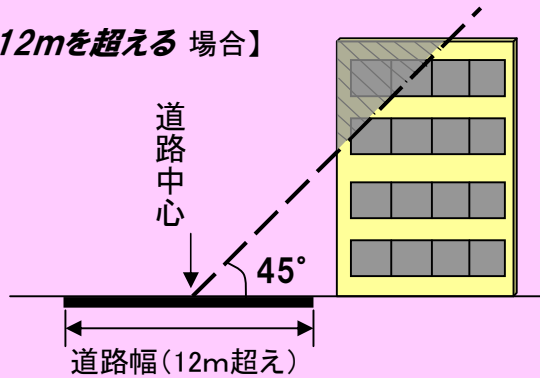
【お問い合わせ先】長野市役所 建築指導課 建築防災対策室 電話224-6753

対象となる建築物

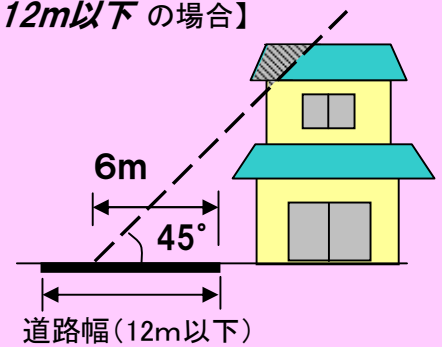
下記の3点すべてに該当する建築物

- ①昭和56年5月31日以前に建築工事に着手した建築物
- ②緊急輸送道路等(位置図参照)に敷地が接する建築物
- ③緊急輸送道路等の幅に対して下図の斜線を超える高さの建築物

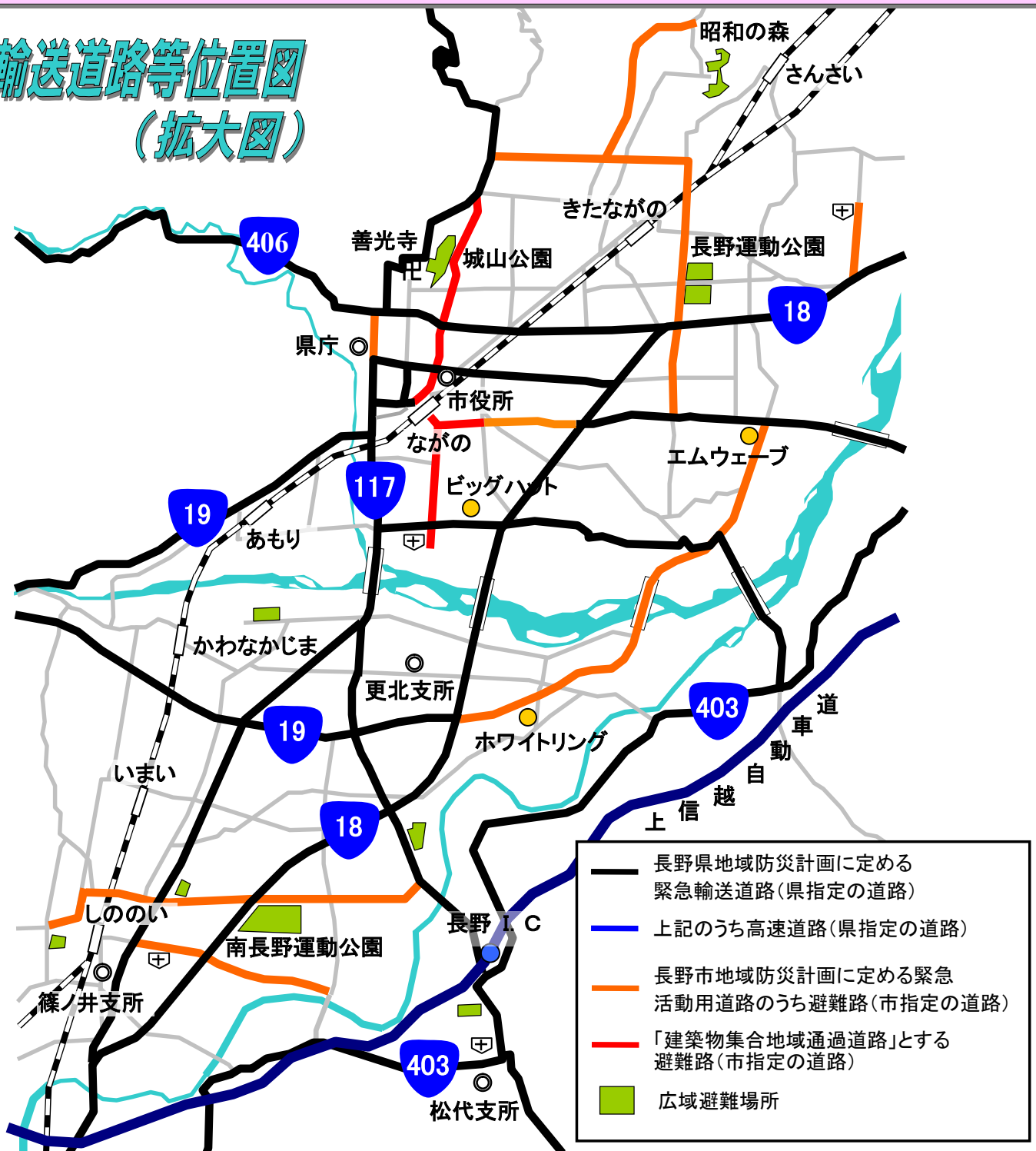
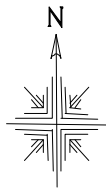
【道路幅が 12mを超える 場合】



【道路幅が 12m以下 の場合】



緊急輸送道路等位置図 (拡大図)



【お問い合わせ先】長野市役所 建築指導課 建築防災対策室 電話224-6753